



2025年2月12日

各 位

会社名 戸田建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 大谷 清介
(コード：1860 東証プライム)
問合せ先 財務・IR部長 久保寺 敏之
(TEL. 03-3535-1357)

国内グループ従業員持株会向け事後交付型株式付与制度としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年2月29日に国内グループ従業員持株会向け事後交付型株式付与制度（以下「本制度」といいます。）の導入を公表いたしました。本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、戸田建設グループ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年3月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 25,700株
(3) 処 分 価 額	1株につき929.5円
(4) 処分価額の総額	23,888,150円
(5) 処分方法（割当予定先）	第三者割当の方法による (本持株会 25,700株)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年2月29日開催の当社取締役会において、本持株会に加入する当社の国内グループ会社の従業員のうち本制度に同意する者（以下「対象従業員」といいます。）に対し、本持株会を通じ、当社普通株式の取得機会を提供することによって、中長期的な株主価値の共有及び当社の中長期的な業績の向上、企業価値の増大に対する従業員の貢献意識を高めつつ、従業員の継続的な勤務への意欲を増進させるためのインセンティブを与えることを目的として、本制度を導入することを決議しております。

また、本自己株式処分は、対象期間を2024年5月1日から2024年12月31日とした本制度の期間満了に伴い、本日開催の当社取締役会の決議に基づき行われるものです。

本制度は、評点対象期間に本持株会に継続して拠出、かつ引出しをしなかったことを条件として、

対象従業員が、国内グループ会社が予め定める数の当社普通株式を本持株会における持分として割り当てを受けることとなります。

本制度の概要等については、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

(1) 本制度の概要

本制度は、対象従業員に対して、国内グループ会社が予め定める対象期間満了後に評点を付与します。評点付与後、国内グループ会社は当社普通株式を付与するための株式特別奨励金として金銭債権（以下「本株式特別奨励金」といいます。）を対象従業員に支給し、対象従業員は本株式特別奨励金を本持株会へ拠出します。

(2) 本制度に基づく自己株式の処分株数

本自己株式処分は、本日時点での対象従業員 257 名に対して、2024 年 2 月 29 日に開催した当社取締役会において決議した一人当たりの付与株数（100 株）に基づき計算した合計 25,700 株を割り当てすることとし、対象従業員が本株式特別奨励金を、本持株会を通じて現物出資するのと引き換えに、本持株会に対して処分するものです。なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、かかる最大値を前提とした場合、2024 年 9 月 30 日現在の当社発行済株式総数 322,656,796 株に対し、0.01%（小数点以下第 3 位を四捨五入。割合の計算において以下同じ。）であり、2024 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 3,020,034 個に対し 0.01%です。

(3) 当社普通株式の交付の方法及び時期

対象期間終了後、国内グループ会社は取締役会決議を行い、評点に基づく本株式特別奨励金を対象従業員に支給し、対象従業員は本株式特別奨励金を本持株会へ拠出します。その後、当社は取締役会決議を行い、対象従業員に対して本持株会における持分を割り当てます。

なお、本制度により発行又は処分される当社普通株式の 1 株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならない範囲において当社取締役会において決定いたします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度の実施を目的としております。処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2025 年 2 月 10 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 929.5 円としております。これは当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。なお、2025 年 2 月 10 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 929.5 円の、東京証券取引所における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第 3 位を四捨五入してあります。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (小数点以下第2位切捨て)	乖離率
1か月 (2025年1月10日～2025年2月10日)	916.4円	1.42%
3か月 (2024年11月11日～2025年2月10日)	939.8円	△1.10%
6か月 (2024年8月9日～2025年2月10日)	950.9円	△2.25%

なお、上記処分価額について、当社の監査役3名全員（うち社外監査役2名）は、本自己株式処分が本制度の実施を目的としていること及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

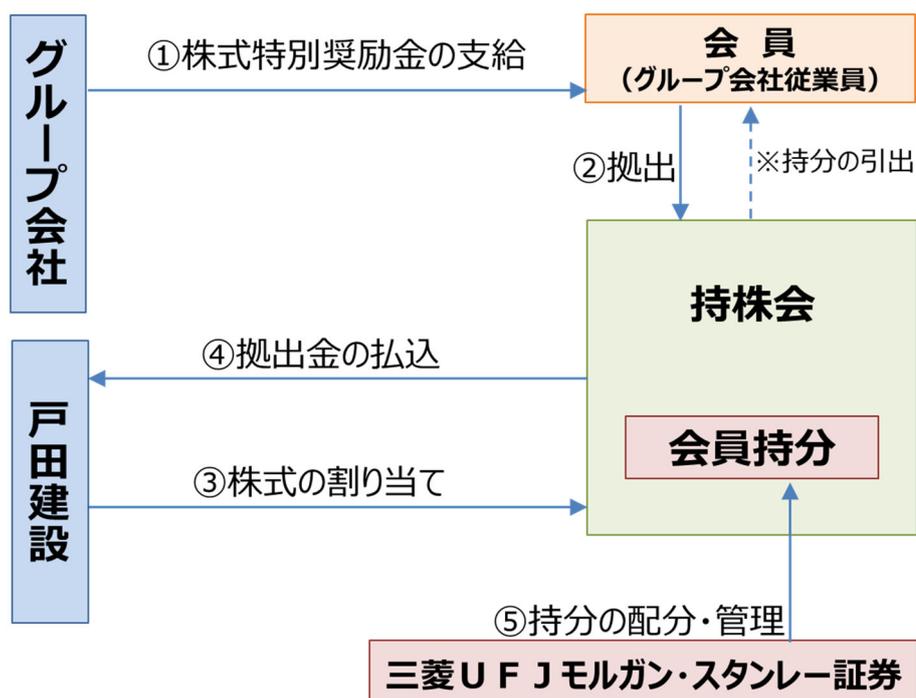
本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

(ご参考)

【本制度の仕組み】

- ① 国内グループ会社は、会員に株式特別奨励金を支給する（対象期間満了後の3月）。
- ② 会員は、支給された株式特別奨励金を持株会に拠出する（対象期間満了後の3月）。
- ③ 当社は、持株会に当社普通株式を割り当てる。
- ④ 持株会は、会員から拠出された株式特別奨励金を取りまとめ、当社に払い込む。
- ⑤ 割り当てられた当社普通株式は、持株会の事務委託先である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて、持株会内の会員持分として配分・管理される。

※ 会員は自身の持分を任意に引出し可。



以上